

令和3年度 第2回政策会議

令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)実施計画策定及び令和4年度予算編成の方針を定めるものです。



令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)実施計画策定及び令和4年度予算編成の方針について

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」においては、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)対策に最優先で取り組みながら、ポストコロナも見据えた取組を推進する旨の方向性が示された。

本市における感染症の影響としては、近年堅調に推移してきた市税収入が昨年度実績では減収に転じ、今年度も厳しい状況を見込んでいる。また、繰り返す感染拡大に対し、昨春スタートを切った市保健所を中心に全庁を挙げて対応するとともに、「吹田市新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプラン」に掲げる多岐にわたる支援策を積極的に進め、中核市としての責任を果たしてきた。

こうした中で、収支の不足を補うため、昨年度決算見込み、また、今年度当初予算において、財政調整基金からの繰入れの他、抑制を原則としてきた臨時財政対策債の発行に踏み切ったところである。

今後の大きな課題として、状況に応じた感染症関連対策の他、少子高齢化進展に伴う社会保障関係経費増大や公共施設の老朽化への対応、また、自治体DXをはじめとしたデジタル化の取組も進めていかなければならない。

感染症の影響が全世界で長期化し、先行きが不透明な状況が続く中、持続可能な財政運営に十分に留意して事業の選択と集中を図りながら、これらの課題への対応を含め、第4次総合計画の実現に向けた取組(重点取組 2019 等)を推進し、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めていく必要がある。

以上のことを踏まえ、下記の方針に基づいて実施計画策定及び予算編成に取り組まれない。

記

令和4年度～令和8年度実施計画策定及び令和4年度予算編成の方針

1 重要事項

- (1)新規・拡充事業は、緊急性、重要性、費用対効果等を十分精査し、既存事業とのスクラップアンドビルド、再構築、再編成等も併せて検討すること。
- (2)継続事業についても、優先順位の精査や無駄の排除を徹底すること。また、普通建設事業については、公共施設最適化の方針に沿って、実施内容、手法、特定財源、年度等のあらゆる角度から精査を行うこと。
- (3)これまでの感染症関連対策に係る取組内容と効果を検証し、必要な取組を実施すること。
- (4)環境配慮を含めたペーパーレス化やキャッシュレス化対応等、自治体DXをはじめとしたデジタル化に遺漏なく取り組み、併せて業務プロセスの改善を図ること。

2 財源確保の努力

(1)国・府などの補助制度については、情報収集に努め、将来的な負担についても十分に検討の上で、積極的に活用すること。

なお、補助制度等が廃止・縮小される場合は、原則として市の事業も廃止・縮小すること。やむを得ず継続する場合は、既存事業とのスクラップアンドビルドを前提とすること。

(2)地方債については、対象事業や充当率、元利償還金に対する交付税措置の有無などの情報把握に努めるとともに、将来世代に過度な財政負担を残さないよう十分に留意の上で、活用を検討すること。

(3)各種積立基金については、設置目的に応じて積極的に活用すること。

(4)企業版ふるさと納税制度等の寄附金の活用も積極的に検討すること。

(5)市税、使用料等については、徴収対象等の把握や収入率の向上、利用者の増加を図るなど増収に努めること。

3 視点及び手法

(1)部長マネジメントによる事業の最適化

部長のリーダーシップのもと、「組織の使命及び目指す姿」「財源も含めた5年程度の中期的な計画と目標の設定」「施策の優先性」「事業の選択と集中」の4点を踏まえて検討すること。

(2)行政経営の視点の共有

職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、将来的な負担についても慎重に検討し、限られた人的資源や財源を有効活用できるよう知恵と工夫を凝らし、課題解決に取り組むこと。

事業経費のみならず、関連する人件費の増減(職員体制)についても十分に考慮すること。

(3)PDCAマネジメントサイクルの強化

行政評価結果を踏まえるとともに、新公会計制度財務諸表を活用し、全事業の費用対効果を分析・検証した上で、市民サービスの質的向上と最適化を目指すこと。

4 留意点

(1)枠配分予算の徹底

財源は有限であることを念頭に置き、配分予算の範囲内で持続可能かつ効果的・効率的な事業内容の予算要求とすること。

(2)歳入・歳出の見積

ア 適正に算定し、過大・過小な見積りは厳に慎むこと。

イ 継続的な経費は、特段の事情が無い限り、直近の実績額(契約額等)を基に要求すること。

(3)その他

年度途中での補正予算は、感染症対策のほか法改正や災害復旧等の緊急を要するやむを得ない場合に限ることを念頭に、当初予算への計上に漏れがないよう十分に精査すること。